

土木森林環境委員会会議録

日時 平成27年9月29日(火) 開会時間 午前10時06分
閉会時間 午後2時52分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 杉山 肇
副委員長 清水 喜美男
委員 中村 正則 望月 勝 鈴木 幹夫 猪股 尚彦
望月 利樹 飯島 修 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 一瀬 文昭 林務長 江里口 浩二 森林環境部理事 秋山 孝
森林環境部次長 保坂 公敏 森林環境部技監 小島 健太郎
森林環境部参事・大気水質保全課長事務取扱 深澤 武彦
森林環境総務課長 若林 一紀 環境整備課長 笹本 稔
みどり自然課長 平塚 幸美 森林整備課長 島田 欣也 林業振興課長 桐林 雅樹
県有林課長 金子 景一 治山林道課長 橋田 博

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 中嶋 晴彦
県土整備部次長 古屋 金正 県土整備部技監 大久保 勝徳
県土整備部技監 内田 稔邦 総括技術審査監 松永 久士
県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 長田 泉
建設業対策室長 笹本 清 用地課長 渡邊 仁 技術管理課長 藤森 克也
道路整備課長 丹澤 彦一 高速道路推進課長 乙守 和人
道路管理課長 高井 達也 治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人
都市計画課長 望月 一良 下水道室長 山下 雄康
建築住宅課長 渡井 攻 営繕課長 笠井 英俊

議題 (付託案件)

第76号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第77号 平成27年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員席の指定を行い、次に委員会の審査順序について、森林環境部関係、県土整備部関係の順に行うこととし、午前10時07分から午前11時22分まで森林環境部関係、休憩をはさみ午後1時01分から午後2時52分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第76号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(地域振興施設整備事業費補助金について)

望月勝委員 森の2、上寺尾の一般産業廃棄物処理場の件ですが、今回の地方創生補助事業の対象となる、地域振興施設は地元の上寺尾地区が処分場候補地に応募した際の条件として整備を要望したものであると思いますが、同様の要望が処分場の隣接地でゴミ処理施設を整備している甲府・笛吹・山梨及び甲州の四市ゴミ処理施設事務組合に対してもされていると承知しております。このような経緯を踏まえ、県並びに甲府・笛吹・山梨及び甲州の各市の負担により地域振興施設の整備が進められていると思うが、先ほどの説明の中では、温泉と緑地帯の施設をつくる事業ということでございますが、具体的にどのように整備が進められているのか、現状を教えてくださいと思います。

笹本環境整備課長 整備の具体的な進め方ですけれども、経費につきましては、甲府・峡東の4市のゴミ処理施設事務組合と協議を行いまして、整備に要する経費につきましては国の交付金を除いた額の2分の1ずつを負担する形で進めております。

それから、事業ですけれども、事業主体である笛吹市から4市ゴミ処理施設事務組合が委託を受けまして、整備を進めていると、そんな形で事業は進んでおります。

望月勝委員 これは明野の産業廃棄物処理場と同じような感じで、県環境整備事業団に委託するであろうと思いますが、今回の補正は地域振興施設の用地買収が順調に進んだということから、造成工事を前倒して実施するためと聞いておりますが、施設の概要と今後のスケジュールはどのような状況の中で進めていくのかお伺いします。

笹本環境整備課長 処分場は県環境整備事業団で進めておりますが、この地域振興施設は4市の組合が行っております。施設の概要につきましては、処分場の隣接地、約7ヘクタールを買収しまして、そこに温泉と緑地等を整備するという形になっておりまして、平成29年度の開業を目指しております。現在、用地取得をおおむね終了し、埋蔵文化財の調査を行っているところです。埋蔵文化財の調査が終わりましたら、温泉施設の造成工事に着手しまして、それが終わったところで来年度、温泉施設の建設工事、施設の本体の建設や緑地の整備などを平成28年度に行う予定としており、平成29年度に開業するスケジュールで進んでいます。

望月勝委員 廃棄物処理というものは地元への理解と、また協力がなされて初めてこの整備が進められるということでございます。今、埋蔵文化財の調査を行っているということで、先行きにも問題が出てくるような状況もあるかと思いますが、地元の方々の思いをしっかりと受け取った上で、地域振興施設の整備については引き続き地元の笛吹市などともに、また、連携する各市町村とも協力体制を持ち、理解を得ながら進めていただきたいと思います。途中で頓挫することのないように、明野の産業処理場を教訓にしながらお願いしたいと思います。

(木材加工流通施設等整備事業について)

森の5の木材加工流通施設等整備への補助金ですが、中央市の極楽寺にある県森林組合の施設の丸鋸や建屋の建設費補助ということで説明を受けたわけでございます。特にこれから間伐材等の処理が非常に重要になると思いますが、こうした実施主体となる県森林組合連合会が、この補助事業により製材機械を導入し、間伐材等を加工する状況をお伺いしたいと思います。

桐林林業振興課長 県森林組合連合会におきましては、県産材の活用、具体的には間伐材を有効活用するために、柱などの建築用材に利用できない小径木の間伐材等を有効活用しておりまして、主に公共事業に

おける治山ダムコンクリート打設時に使う木製の型枠用材として加工し、利用、販売しているところであります。

望月勝委員 山梨県森林組合連合会が新たに製材機械を導入する、丸鋸を導入するということですが、年間どのぐらいの量を加工し、そしてそれを製品にした場合の販売計画等をお伺いします。

桐林林業振興課長 今回、助成する機械であります。丸鋸ツインソーといまして、2つののこぎりを使いまして効率化を図る機械であります。年間生産量につきましては1,250立方メートルを生産する計画としており、これまでより約3割程度増加するという計画を山梨県森林組合連合会において立てているところであります。

また、この木製型枠用材にするための製材の仕方から、歩合率を約80%として計算した場合がありますが、間伐材につきましては1,560立方メートルを利用するということになります。

この結果、山梨県森林組合連合会におきまして経営の安定に資するとともに、間伐材の利用促進が図られるものと考えているところであります。

望月勝委員 丸鋸と建屋で補助金を出すわけですけど、この丸鋸はオール自動の丸鋸を導入するんですか。それから、建屋はどのぐらいの金額で建物を建てるのかお伺いします。

桐林林業振興課長 機械につきましては、完全に全自動、1人で使えるものであります。製材機械が約2,000万円ほどであり、また、建屋につきましては、おがくずを入れる簡単なものになりますので、900万円ぐらいのものとなります。事業費全体としまして3,300万円でありまして、補助率が2分の1になりますので、今回、計上させていただいております補正予算額1,483万7,000円が補助金額となります。

望月勝委員 これらの製品になったものを販売することが一つの目的となってくると思いますが、この県産材の利用促進に向けた県としての考え方をお伺いします。

桐林林業振興課長 今回の補正で、山梨県森林組合連合会におきましては、間伐材の利用促進が図られていくものと考えております。また、最近の県の支援といたしましては、木材のプレカットの加工設備でありますとか、急傾斜地の林内で木材を運搬できます高性能林業機械、フォワーダというものであります。そういったものに関しまして導入の補助を実施しているところであります。県としては、今後の県産材の一層の利用が図られますよう、施設整備に対しましては着実に支援をしてまいりたいと考えているところであります。

望月勝委員 今回は中央市にある極楽寺の山梨県森林組合連合会ということですが、県内には各地域に峡南森林組合、南部町森林組合、大月市森林組合とかがあわせてございますが、こうした設備について、ほかの森林組合でも補助金の要望が出ているところはありますか。

桐林林業振興課長 現在のところ、この県森連の1件であります。昨年度におきましては南部町森林組合におきまして乾燥施設を導入してございまして、各森林組合ともそれぞれに見合った形での施設整備を進めているところでございます。

望月勝委員 今回の製材の機械の導入を含め、山梨県森林組合連合会ばかりではなく、各地域にある森林組合、そういうところにも声かけをさせていただいて、県産材の利用促進が一層図られることを期待して質問を終わります。

(間伐材の利用促進について)

清水副委員長 山梨県は森林が80%あって、その森林の維持保全のために適度な伐採や、伐採した間伐材をいかに有効に利用するかは、すごく大きなテーマだと思いますけれども、本来の利用促進率という見方をしたときに、山梨県のこの間伐材の利用促進率、今までどんな推移を示していて、これ

から率を上げるためにどんな新しい方策を考えられているのかということについてお尋ねいたします。

島田森林整備課長 昨年度の県全体の間伐で出てきたといいますか、切って倒した立木の材積は41万8,000立方メートルほどありまして、そのうちの約85%が切り捨て間伐で、山で搬出することができなくて山に倒したままになっているものがございます。残りの15%の6万4,000立方メートルが利用されて搬出されたという実績であります。

これまでの推移でありますけれども、手元に平成23年以降の数字がありますが、平成23年度は利用率が10%で、平成26年度が15%、この4年間で5%ほど搬出が進んでいるということになります。

利用に対する今後の取り組みでありますけれども、今回、補正予算で提案しました未利用間伐材、これも国の事業であります、この事業は間伐材を1ヘクタール当たり1立方メートル必ず出すということが要件となっております。こういった事業に取り組むことによりまして、できるだけ路網整備を活用しまして、切ったものが有効に活用されるような取り組みを進めていく。その一環として今回もこの事業に取り組んでいるということでもあります。

清水副委員長 利用活用の中身ですけれども、率を上げていくということは、当然、新しい利用の方法が開発されて、展開されていくと思っているのですけれども、この率が上昇した中身、どんな新しい利用があったのかというのを教えていただきたいと思っております。

島田森林整備課長 今回のこの事業につきましても、補助の対象としているのが山土場までの搬出としております。山土場から先につきましても、製材工場でありましたり、チップ業でありましたり、そういったところに販売することになりまして、今回の事業は補助金ですので、山土場まではみまされども、そこから先、どちらに材が流れたか、そこまで一応確認するような仕組みをとっております。

これまでの使われ方で、過去4年間の平均の数字で言いますと、主に間伐材の利用とすれば、製材加工に使われたものが24%、丸太として使われたものが15%、チップとして使われたものが最も多く48%、その他、最近多くなっていますのが集成材ですとか合板の材料が12%であります。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

第77号 平成27年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(おもてなしの森林景観創出事業について)

飯島委員

私どもフォーラム未来・無所属クラブは、本会議とか委員会で質問を言いつばなしではなくて、しっかりフォローアップするということを意識してまして、そんなような趣旨でおもてなしの

森林景観創出事業についてお伺いしたいと思います。

6月の土木森林環境委員会で、中村委員の地元の笛吹市芦川町の新道峠について、この事業による整備を求めたところ、現地を確認して市町村と相談して検討すると答弁があって、その後、県有林課長さんですかね、伐採を行ったという説明も受けて、素早い対応に感謝しているところではありますが、このシルバーウィークにその新道峠を訪れた人の話では、ちょっとまだ樹木が伸びていて、今、持っていないのですが、写真を見たのですが、河口湖が隠れてしまっていて、新道峠からの眺めが本当に美しい富士山と富士五湖の景観を邪魔しているんですね。この6月の委員会で言った後、手配してくれて時間がたっているし、雨も降って伸びたということも考えられるかもしれませんが、そのときの伐採を行った状況についてもう1回説明していただけますか。

金子県有林課長 新道峠につきましては、周辺で眺望伐採の必要があるかどうか富士河口湖町、笛吹市の両市町及び各観光連盟に確認をしたところ、伐採する必要はないというお返事ございました。今、委員がおっしゃられたのは、平成26年度の新道峠と同じ尾根沿いのところの伐採だと思いますが、その後の状況は、まだ1年しかたっておりませんので確認しておりませんが、新道峠についてはそのような状況でございます。

飯島委員 地元の市町村の意見ももちろん大事なんですけれども、せっかくおもてなし森林景観創出事業があるわけですから、もう一度対応していただきたい。また、写真は後でお見せしますので、よろしくお伺いしたいと思います。

もう一つ、このおもてなし森林景観創出事業による今年度の整備箇所はどこで、何力所か、また、その箇所を選定した理由を教えてください。

金子県有林課長 平成27年度の箇所につきましては、13カ所を予定してございます。まず一つは昇仙峡でございまして、観光協会等からの御要望で、山塊の景観が劣ってきているということでございます。そのほか、茅ヶ岳とか楡形山登山道、三ツ峠、金山、稲山等々ございますが、全てにつきまして市町村や市町村観光連盟等からの御要望をいただいて、その場所を選定委員会で専門家の先生ですとか、あるいは、大体国立公園とかにかかりますので、国立公園のレンジャーの方などに写真や現地で見させていただいて、その整備をする適否、景観はよくなるけれども環境に負荷を与えるところは伐採面積を少なくしなさいとか、そういう御指示もあるので、そのような手続を経て実施をしております。

先ほどの新道峠につきましては、私どもも一度現地を見に参りましたが、そのときには2つほど眺望地点がございまして、その2つの眺望地点では富士山がよく見えましたので、委員のお写真等で場所を確認させていただきまして、対応していきたいと考えております。

飯島委員 私どもは山梨県に暮らしていて富士山とか見慣れていますけれども、県外から来る人はそういうことを期待して来ているから、ぜひおもてなしの森林景観創出事業、そういう趣旨をもちろん意識していると思いますけれども、引き続きやっていただきたいと思います。

(森林環境税について)

次に、山梨の森林を健全な姿で未来に引き継ぐという目的で、平成24年の4月に森林環境税が導入されたと認識しております。3年半が過ぎようとしておりますけれども、これに関しましては望月委員が本会議で御質問しているかと思いますが、答弁によると、進捗状況が3年間で5割弱とか、5年間で9割弱の見込みであるということであったと思います。この進捗状況について、何割弱とかいうのではなく、何%とか、具体的に示してもらいたいと思いますけど、どうでしょう。

島田森林整備課長 森林環境税事業、これまでに5割弱と言ったところにつきましては49%の面積。面積で森林の整備につきましては49%まで終わってきております。それで、今後、全体で9割弱とか約9割とかいうことにつきましては、この事業は森林所有者からの申請に基づき実施していく事業

なので、その申請の内容が間伐だけなのか、あるいは先ほど清水委員の質問にありました搬出も伴うものかとか、それから、獣害対策が必要な場所とそうでない場所とさまざまありまして、それにより単価がかなり上下します。そういったことで、非常に見通しが難しい事業でもあります。ただ、これまでの過去3年間検証した、ヘクタール当たりかかった経費等によって算出といえますが試算してみますと、9割まで行かないのかなという結果が出ております。

ただ、これから、今年も含めて、森林組合等が地域の方たちとお話して、森林の整備の補助金の申請が出てきます。その申請をする場所によってかなり変わりますので、なかなか5年間でどれくらいかということまで、まだはっきりしたパーセントの数字が申し上げられないということでございます。

飯島委員 5年間で9割弱というのを見込みが甘いなと思って質問しようとしたんですけども、要請であって、申請に基づくので難しいという答弁がありましたから理解できました。

これが、私もちょっと意識が薄れているのですけれども、年間500円を負担して導入されているということですが、この森林環境税がどういうふうに使われているかということを知りたいと思うんですが、この森林環境税によって整備した森林はここだというそういう看板なんか設置されているんですか。

島田森林整備課長 現地におきましては、特に看板等設置を1カ所1カ所にはしておりません。

飯島委員 今後やはりタックスペイヤーとしては、自分の払っている税金がどういうところに使われているかという意識の高揚にもなると思いますので、ぜひそれをやっていただきたいと思っていますと同時に、看板とは違う使い道の広報、こういうことに使ってますという幅広い広報を、今どのように実施していますか。

若林森林環境総務課長 この森林環境税を使った事業の広報の方法でございますが、一つには県のホームページに実施状況をつぶさに御報告しているところでございます。また、昨年度から始めた事業といたしましては、税事業を使って森林整備した現場を県民の皆様にもじかに見ていただくということで、現場見学会を開催しており、今年度もこれから開催する予定であります。そういったあらゆる機会をつくりまして、各種イベント等にポスターや実施状況の掲示をするなどいたしまして、広報に努めているところでございます。

飯島委員 やっているということで、ありがとうございます。ただ、申しわけないのは、私どももホームページは見る機会もありますし、検索はするのですが、イベントでチラシとかを配っているのであれば、ぜひ県議会にも参考資料としてお届かいいただければありがたいし、我々もいろいろな支援者がいますから、そういうところで広報できると思いますので、よろしく願います。

(地下水の採水等について)

山梨県は御存じのとおり、日本ミネラルウォーター協会の資料ですけれども、ミネラルウォーターの出荷額が331億円、あるいは118万9,229キロリットルと言われております。私が小さいころは水を買って飲むとか、お茶を買って飲むということは全然想像できなかったのですが、今は普通であります。このミネラルウォーターについては地下水などをボトルに詰めて販売しているということなのでしょうけれども、この地下水の採水についての規制とか採取に関するトラブルってというのはないんですか。

深澤森林環境部参事 地下水の採取につきましては、大気水質保全課におきまして、毎年度、地下水の測定をしまして、その数字を見ますと、異常な水位の低下というのはございませんので、これについては適正量の採水であると思われまして。

飯島委員 今まではないという理解でいいですね。

深澤森林環境部参事 今までの地下水の低下を見ますと、際立った低下がございませんので、ないというふうに見てよろしいかと思ひます。

飯島委員 まあ、それは幸いだと思ひますが、今後やっぱりいろいろな意味で危機管理とかそういう面では、そういうことを想定していく必要があると思ひますけど、どう思ひますか。

深澤森林環境部参事 地盤沈下対策としてこれを見ていまして、今までの状況を見ますと、ミネラルウォーターの出荷量が、全体の山梨県地下水の採取量が1億4,900万トンで、その中の0.8%がミネラルウォーターの出荷量となっております。これが多いか少ないかというのは今後、地下水位の測定を通しまして見ていきたいと思ひております。

飯島委員 今後、危機管理をする必要があるんじゃないですかと聞いているんですが。

深澤森林環境部参事 大量採取しているところには、採取量の報告とか涵養計画の作成を求めまして、地下水量の保全に今後も努めていきたいと思ひております。

(「しっかり答弁しなきゃだめだよ。大事なことだよ」との声あり)

飯島委員 本当に水はね、生きるためにも大事だし、この山梨県は水がすごいって評判ですから、その辺の危機管理もしっかりやって、担保をしっかりしてほしいと思ひます。
出荷量、生産量とも全国一ということでもありますから、先ほどの森林環境税のアピールじゃないんですけど、この日本一というアピールはどのようなふうになっているんですか。

若林森林環境総務課長 ただいま飯島委員から、ミネラルウォーターの出荷量、生産量ともに全国一であるという点、こういった水のすばらしさをどのようにPRしているのかという、そういう御指摘だと思いますが、これに関しましては、本年度、「やまなし「水」ブランド戦略」というものを策定することにしておりまして、本年度末を目途に今、策定作業を進めているところでございます。このブランド戦略の策定を待つまでもなく、これまでも委員御指摘のとおり、ミネラルウォーターの一大生産地として本件はつとに有名だったわけですが、こうした「水」のブランドと本県のイメージである山梨県のブランドイメージ、こういったものをうまく結びつけていこうということで、このブランド戦略を策定しようとするものであります。

飯島委員 まさにブランドだと思いますから、例えば、ペットボトルにロゴマークをつくって、それを貼るとか、そうすると買えば必ず日本一のおいしい水、山梨のおいしい水っていうのが子供も大人も、県外から来る人も見るという、そういう取り組みもしてもらいたい、これは要望です。

(森林技術総合研究所について)

本会議の望月委員の質問であります、国が募集した政府機関の地方移転について、県は新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOと林野庁の森林技術総合研究所の誘致を要望したということでもありますけれども、当委員会に関係する森林技術総合研究所について、詳しい話を聞きたいと思ひています。一体、この森林技術総合研究所というのはどのような施設ですか。

若林森林環境総務課長 政府機関の地方移転にかかわる御質問でございまして、この林野庁の森林技術総合研究所というのは、八王子にある研修所でございまして、国の森林林業にかかわる職員が研修を行う施設でございまして、また、地方自治体の職員もそちらに参って宿泊して研修を行っております。教官とすれば、国の現職の専門家でありまして、あるいは本庁の人間でありますとか、そういった者が当たっているということでありまして、いわば森林林業の専門家を養成する施設ということでもあります。

飯島委員 政府機関は組織がいっぱいありますよね。この森林技術総合研究所を誘致する、要望する、こ

れに至った経過はどういうものですか。

若林森林環境総務課長 この国の政府機関の移転、こちらを国の内閣府が打ち出したときに、本県として適切な施設はどのようなものがあるかというのを全庁的に検討いたしました。その中で、本県の特性を生かして活用ができる施設は何かという観点で見たとときに、本県は全国有数の森林県でもありませんし、それから、東京に近いという地理上のメリットもございます。そしてまた、本県にとってみれば、国家レベルの高度な研修機能を誘致するというようなことで、県内における技術者養成などに資する部分も大変多かろうということで、適地であるという判断の中で誘致に至ったものであります。

飯島委員 この誘致が実現したときにどういう効果が本県に期待されるのか。また、具体的に今、誘致していますけど、候補地っていうのは選定してあるんですか。選定してあるのであれば、その候補地となった理由をお願いいたします。

若林森林環境総務課長 候補地としては現在、3カ所を想定しております。まず一つ目は、現在の森林総合研究所がある富士川町エリアでございます。それから2つ目は、旧林業試験場があった甲府市の愛宕山のエリアですね。そこに跡地がございます。そちらも1万平米ほどの土地がありますから、そちらも想定しております。3つ目は、大月市から御提案のありました、大月市の市営住宅団地の一画というものがございます。

それから、もし誘致がなかった場合の本県にとっての具体的なメリットということでございますが、これは、先ほど申し上げましたように、本県にとっての技術力向上といったことが相互交流の中で期待ができるということ、それから、この技術総合研修所というのは、規模は小さいのでありますが、年間で全国から1,300人程度の方が延べで年間で訪れる施設ということでございます。こうしたことから、交流人口の増加、それによる経済効果、さらには観光振興への発展ということも期待できるのかなということは考えております。

(森林の開発について)

猪股委員 最近、太陽光発電の建設のために森林が開発されている事例が多く見受けられますが、こうした施設に限らず森林を伐採して開発を行う場合には、水源涵養や土砂流出防止など、森林の持つ機能が確保できなくなることに注意が必要だと思えます。森林内で一定規模以上の開発を行う場合、森林法に基づく許可が必要と承知していますが、今、開発許可の件数、また、開発の目的などについてどんな状況かお伺いします。

島田森林整備課長 森林開発ということで、林地開発許可の状況でございますけれども、昨年度は新規の開発として12件の申請がありました。これがどういった推移かといいますと、平成23年度が4件、24年度が7件、25年度が9件、26年度が12件と、増加してきている状況であります。

この目的ということでありますが、この12件の内訳とすれば、工場・事業所の設置が2件、太陽光発電施設の設置が8件、それから残土処理場の建設が1件、廃棄物処理場の建設が1件となっております。本年度は、これまでに2件の申請があり許可しておりまして、2件の内訳は工場・事業所の設置が1件、太陽光発電施設の設置が1件という状況であります。また、これ以外に国ですとか地方公共団体が行う許可不要の案件、これも審査対象となっております。これが26年度には5件ありまして、今年度はまだ出てきていないという状況にあります。

猪股委員 ただいまの答弁の中で、森林の伐採や開発に関して森林所有者や開発業者に対してどのような考え方に基づいて指導を行っているのか。今、数多くの工場とかいろいろもろもろの説明がありました。その辺はいかがでしょうか。

島田森林整備課長 森林開発は森林法に基づきまして許可を行っておりまして、この森林法の趣旨というのが開発行為を行う者、これは所有者も含まれますけれども、そこに憲法に個人の財産権というのがありまして、開発を行う者がそれに基づいて当然の責務として最低限に行わなければならない基準、

これを設けているというのが法律の趣旨であります。その基準に適合する限りは過剰な規制を行わないということが森林法の解説にあります。こういったことで、伐採や開発に関しましては、森林の責務ということと言えますと、土砂災害の防止、水害の防止、環境の保全、水の確保、この4つの基準が法律で決まっております、この基準に基づいて開発行為が基準をクリアするかどうか、これを審査します。これが国の考え方に示した基準に合っている場合にはこれを許可していくという形で進めております。

猪股委員 今月上旬の台風18号、その影響で大雨が降り、道路の冠水や土砂崩落等がありました。開発中の森林が伐採され、土がむき出しになっていると思います。このような状況で土砂流出の災害などはなかったのか、また、開発中に災害が起こった場合にはどのように対応していくのか、その辺はいかがでしょう。

島田森林整備課長 9月上旬の台風、夏以降の大雨、このときには特に林地開発の許可を受けているところで土砂流出等の被害があったという報告はありません。これにつきましては、許可の条件の中に幾つか条件を付すのですけれども、開発期間中に災害等が起こった場合には、遅滞なくそれを県に報告する、そして県の指示を受けるということが明記しておりますので、何か開発期間中のものでそういったことがありましたら、県に報告が来るということになります。

今回の台風以外ではそういった事例もありまして、県で現地を確認して、排水対策の増工ですとかを指示してきた経緯がございます。

猪股委員 基準に基づいて適切な開発が行われていることにより、森林の持つさまざまな機能が守られていかなければならないものと考えます。そこで、最近の申請状況等を踏まえて、今後、森林の開発許可にどのように対応していくのかお聞きします。

島田森林整備課長 先ほど御説明したとおり、非常に増えてきているということと、それから、特に太陽光発電施設の申請も多くなってきている状況もございます。こういったことが昨年度から急に顕著になってまいりましたので、この3月に開発事業者が申請書をつくるに当たって必要な事項をホームページで示しておりましたが、それを大幅に見直しまして、業者の方が、いろいろな法令がある状況ですとか、市町村等もかなり条例をつくってきておりますので、そういったものをクリアしなければ申請できないとか、それをわかりやすく理解できるような仕組みをつくりまして、それを新しい林地開発許可の手引きとしてこの4月からホームページにアップしております。

それに加えて、庁内の関係課、いろいろな法令が森林の開発には森林法以外にもかかりますので、情報共有できるような体制もつくったり、それから、特にいろいろな案件、例えば複数の小規模な施設が一緒に近くに行けるとか、そういったときの審査の基準ですとか、それも新たに県独自の基準もつくったりしまして、それもこの3月末につくりまして、それもわかりやすく説明するというふうに、事業者の方が制度とかやらなければならないことをわかりやすくするようなものをつくっております。今後も、これを的確に運用して森林の保全が図れるように進めてまいりたいと考えております。

(松くい虫対策、それに伴う枯損木の対策について)

望月利樹委員 松くい虫対策については、6月の本委員会で猪股委員が具体的に質問をされた部分であります。委員会としての議論を深めるために、その議論を踏まえて、個別具体的な部分の質問をしたいと思っております。

松くい虫被害で、ここのところ例年以上に多く見られてきているところで、年々被害の状況が増えているのではないかとこの部分で、特に昨年度から今年度にかけて被害はどのように推移しているのかお聞かせください。

島田森林整備課長 松くい虫の被害の状況ではありますが、今年の4月の調査時点では、被害面積ですとか被害の材積、これを県下集計したところ、昨年同時期に比べまして、被害本数で25%、材積で29%少ない状況になっております。ただ、これは6月の委員会のときも猪股委員にお答えしたのです

けれども、5月を過ぎましてから非常に県下で被害が目立つようになってきたということで、これは調べますと、これは年越し枯れという状況で発症がおくれたものが非常に出ています。昨年の8月の気温ですとか今年の5月の気温、昨年8月の気温が低かったから活動が鈍ったけれども、今年5月に非常に平均気温が高くなりまして、そこでカミキリムシの活動が盛んになって蔓延が広がったということがありますので、9月にももう1回調査することになりますので、その時点の調査結果というものをもう1回確認しまして、昨年同期と比べてどれぐらいになっているかというのをまた調べていきたいと思っております。

望月利樹委員 今、5月過ぎに増えてきて、また9月も調査されるという御答弁をいただきました。その調査の基準ですね。どのように把握しているのかという部分と、その調査の方法、手法というのはある程度一定のものが決められているのかという部分。あわせて、その調査に対してどういう取り組みをしているのか、実施状況などもお聞かせいただければと思います。

島田森林整備課長 先ほども少しお話ししました調査につきましては、これは県が要領を定めまして、4月、9月、12月、2月の各25日を基準日と定めて、県下一斉に市町村、それから森林組合、あと県も行いますけれども、調査をする。それをこの基準日でどれぐらいの被害があったかということ調べております。この調査というのが被害木の材積ですとか面積、こういったものを一斉に調べるということになります。

この取り組みについてでありますけれども、今年度、特に県と市町村、それから民間団体、それぞれ取り組みを進めておりますが、この事業が効率的にできるように、昨年度まで松くい虫関係の事業は7つありましたけれども、これを3事業に統合しまして、この3つの事業によって補助金等も活用しながら伐倒駆除、それから樹幹注入、そして枯損木の処理、そういった事業を進めているところであります。

実施状況とすれば、年間を通してみますと、松のカミキリムシが飛び立つ前に切って処理しなければなりません。虫を殺すためには、それで、主に伐倒駆除という作業はほぼ全て6月ぐらいまでには終わっている状況。それから、枯損木の処理ですとか樹幹注入はこれから実施する、そういった状況になっております。

望月利樹委員 枯損木の処理という部分をピンポイントで絞って質問したいと思っております。私の地元であります早川町ですが、9月8日の台風で大雨が降りまして、その際、雨畑地区の県道上にあった松くい虫の被害に遭った枯損木が倒れて、県道沿いを、電線に引っかかってしまったと。それで危険な状態になったという事例がありました。NTTがその枯損木は撤去したということを知っているのですが、枯損木に対する道路沿線、例えば主要道路、早川町については主要道路しか命の道はないんです。そのほかの地域もやっぱり優先順位をつけて枯損木の撤去とか、その対策という部分が必要になってくると私は考えているのですが、何か対策は行っているのかお聞かせください。

島田森林整備課長 今、御質問のありました赤松の倒木については、電線に引っかかったということで、たしかNTTの方が片づけたというふうに聞いておりますけれども、ちょうど今年の1月に中央自動車道北杜市内で赤松のやはり枯損木が倒れて、トラックが衝突したという事故がありました。そのときに、県としましても現地の調査をしましたけれども、その事故を受けまして、この松くい虫調査というのを年4回やりますので、そういったときに道路沿線とか、そういったところについては特にそういった危険度とか、そういったものもあわせて見るような形で行うようにということで、これを市町村森林組合に文書で通知をしております。

特にそういった定期的な調査を通じまして、道路沿線にある松くい虫の被害木を把握して、危険な場合には森林組合等と協議しながら対応していくと。そういった注意喚起について今のところ取り組みとすれば進めているところであります。

望月利樹委員 やはり町もすぐく被害を受けたところで、県道沿いだからということですからすぐ動けない部分もあったりとか、例えば民有林があったりとか、そういう部分で管理する者が、管理者がそれぞれの

ところがある。そこのところをスムーズに連携した中で、繰り返しになりますが、例えば道路、主要道路、沿線は台風が来るとかそういったもの前に、優先順位を先に枯損木の処理をやっていくとか、しっかりした基準をつくっていただきたいと考えていますが、今後の対策についてもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

島田森林整備課長 枯損木の処理につきましては、今年度から予算化もしたところでありまして、これは松の材線虫が入っている赤い状態の木については国の補助がありますけれども、一旦飛び出してしまっ、今、茶色くなっているものについては国の補助がないということもありますので、これは今年から県単事業としてつくったところであります。この目的が、非常に観光客等が来たときにも景観に支障があるといったことがありまして、この枯損木の処理ということを今年から始めたところでもあります。

こういったところで、特に昇仙峡、八ヶ岳、フルーツラインということをそのときに説明しましたけれども、そういった道路沿線につきましても、この制度を使えば枯損木も切っていくことができますので、こういった事業も活用していくと。

それから、やはり森林所有者ですとか道路管理者、そういう方への注意喚起も必要ですので、特に事業の趣旨に合致するものについては県単事業も使ったり、あるいはその他の事業についても道路管理者として行うべきところもありますので、そういったことを調整しながら枯損木の処理を進めていきたいと考えております。特に基準ということ、まだ考えておりません。

(豊かな森林資源の利活用について)

安本美紀委員 今9月議会には知事からダイナミックやまなし総合計画の素案の概要も示されておりまして、その中で1つお伺いしたいんですけど、主要な柱の中の地域産業元気創造プロジェクトの政策1に、豊かな森林資源の利活用という項目があります。知事はこの資源の利活用については3つのキーワード、「材」「エネルギー」「場」ということでおっしゃっていますけれども、「材」と「エネルギー」については議会の中でも幾つか議論あったかなと思っていますけれども、ちょっと「場」のほうの議論がなかなかされていないんじゃないかと思っておりますので、その「場」についてお伺いをしたい。簡単に言うと、この「場」としての利活用ってどういうことを考えられているのでしょうか。

若林森林環境総務課長 この「材」「エネルギー」「場」の場について、具体的にどのようなことを想定されているのかという御質問でございます。現在検討している対象としましては、森林空間を活用しました交流や機会の創出でありますとか、あるいは地域資源や特産物等を生かした地域活性化と新たな事業の創出、それから健全な森づくりや山地保全対策の推進、事前防災・減災対策の強化といった、こういったことを考えております。

安本美紀委員 素案の概要の81ページにありますけれども、真ん中に政策の実現に向けた取り組みの方向の中で、下から2つ目の丸に、森の癒し効果を活用した観光やレクリエーション等の場としての利用促進していくための方策を検討というふうにあります。後ろのほうには、個々に事業が書いてありまして、17ページですか、森林の観光・レクリエーション利用の促進ということで、保健休養機能を活用した森林利用の促進とあってあるんですけど、そこまでお答えしていただけなかったんですけども、今ある保健休養機能を活用した森林利用の促進、私も甲府市内で一番近い武田の杜、健康の森については森林セラピーとして、先日も調査させていただきましたけれども、いろいろなプログラムが実施をされ、多くの方が利用されているということもお伺いをしてきました。今あるものをもっとしっかりと活用できるように考えられているのか、新たなそういう場をどこかつくられようとしているのか、まだ計画もこれから検討されるのだと思いますけれども、ひとつ、その森林の観光・レクリエーション利用の促進の部分について何かお考えがあればお伺いをしたいと思います。

江里口林務長 材、エネルギー、場という形の中で、今後、森林・林業を活性化させて地域の振興を図っていききたいということで、場につきましては、先ほど課長からも説明がありましたように、森林レク

リエーションの場で人を呼んで、そこで交流を深める中で地域の人たちの交流を進めて、森林のよさを県民に普及させていくということを含めて、地域をいかに活性化させるかという視点で場を活用したいというふうに考えています。

活性化させるためには何かというと、そこに住んでいる人たちの、大きくいえば雇用の場であったり、所得の向上につながるようなことをしていきたいと、そういう意味で森林レクリエーションの場を活用できないかなと考えています。

今後、どういう場所で、具体的にどのような形でというのを今、検討させていただいておりますけれども、とにかく場を活用することによって地域が活性化できる方策を考えていきたいと考えていますので、今後、検討する中で、具体的なものが出れば、またお話をさせていただきたいと思っております。

安本美紀委員 ありがとうございます。観光・レクリエーション利用の促進という、17ページのその上に、企業・団体の森づくりというのも今、進んでいて、いろいろなところで企業の方が山梨の森林に来て、間伐とか植林とかされている様子も聞くのですけれども、今の現状はどうでしょうか。

平塚みどり自然課長 ただいまの安本委員の、企業・団体の森づくりの推進についてお答えいたします。やまなし森づくりコミッションというのを緑化推進機構のほうで立ち上げておまして、その構成団体であるいろいろな団体や企業が、例えば県内のスーパーとか、いろいろなところが森づくりの活動ということをして社会貢献活動として計画しておまして、そこに対していろいろな情報提供をして、場所だとか、技術的な支援とかということをして県が森づくりコミッションを通じてやっております。

安本美紀委員 これも場の活用ということで書かれているのだと思いますけれども、教育委員会の所管になったらすみません、学校林というのがまだ残っているのかどうかお伺いしたいと思います。

平塚みどり自然課長 学校林についてですが、現在、学校林は県内にありまして、今、いろいろな教育活動の中で学校林を活用した形での授業というのをやっております。特に最近ですと、相川小学校が、国とか県、中北の林務環境事務所等が支援する中で、毎年、学校林を利用したいろいろな活動をしております。

安本美紀委員 学校林の活用ですけど、学校林は戦後、教材とか、木を植えて売って教材費にするとか、それから実際に木で机をつくるとか、そういうことで整備をされていったのだと思いますけれども、今は自然の環境を学ぶ、環境学習の場としても活用されているというふうに聞いています。どうしても森林・林業ということになると、林務サイドで計画づくりとかビジョンをつくられていくと思うのですけれども、私は、学校林というのは、例えば親子で木を植えた、その木をまた大きくなっても見に行くとか、教育としてしっかり使えるところがあると思いますので、場の利用の中に教育委員会とも連携しながら、そういった学校林の活用というような部分も取り込んでいただけたらと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

平塚みどり自然課長 ただいま委員の御提案がありましたところを先ほど林務長が御説明いたしました場の活用の一つの要素として、今後の具体的な事業については検討させていただきます。

主な質疑等 県土整備部関係

第76号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(河川砂防費の繰越明許費について)

望月勝委員 県土の4で土木費の河川砂防費の中の繰越明許費ということで、先ほども水上課長から御説明いただきました。河川砂防費に係る繰越明許費が基幹河川改修事業費等合計で約13億円となっていますが、緊急性の高い危険箇所への対応について影響はないのか、その点を伺います。

水上治水課長 治水課所管の河川砂防費13億円の繰越明許のうち、6月から10月までの出水期を避けて、11月から翌年の5月までに工事を実施するもの、これが約11億円ございます。そのほかに関係機関との協議等のおくれや進入路等の借地交渉に日数を要したものが2億円ほどございますけれども、いずれも来年6月までの出水期までには完了する予定でございますので、特に危険ということではないと考えております。

(都市公園建設費について)

清水副委員長 都市公園というのは、本来持っているいろいろな機能があるのですが、一つは、癒しの公園であったり、一つは触れ合いの公園であったりと。最近は防災の機能をいかに取り込むかという、そういった公園機能というのが求められているのですが、ここでいう都市公園の建設の内容というのはどういうものでしょうか。

望月都市計画課長 委員の今おっしゃられました都市公園の防災機能、これは県の地域防災計画に各都市公園が防災活動拠点として位置づけられてございまして、災害発生時に自衛隊ですとか消防署、警察などの救援部隊の前線基地として使っていただくような計画になっておりますが、防災拠点機能の整備につきましては、平成20年から平成26年の間に県営都市公園においては完了している状況でございまして、今年度行っております事業は、長寿命化計画に基づく施設の補修事業ということになります。例えば小瀬スポーツ公園の陸上競技場や野球場の建物の外壁等が非常に傷んで、これを補修したりするということございまして、こういったものについてはどうしても秋口までの利用者の多い時期にはなかなか工事がしにくいという状況がございまして、冬場から春先にかけての利用者の少ない時期に調整させていただいて工事させていただくという形から繰越明許の設定をさせていただいているものでございます。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県道の維持管理について)

飯島委員 6月の委員会で、善光寺の街路樹がまるでお化けのようだということで質問させていただいておりまして、今、景観に配慮していただき、刈りそろえていただいております。住民の方からもとても評判がいいので、まず御礼を申し上げます。

その南側の善光寺通りと国道411ですが、その交差点の狭い右折路線が確保されていないというところがまだ残っていますので、そこをお聞きしたいのですが、その前に、危ないところも緑色のペンキを塗っていただいたということも確認しておりますので、そこも感謝申し上げます次第

でございます。ただ、交差点の抜本的な解決はまだできていないと思っております。甲府市道の改良がおくれているという説明も受けていますので承知してはいますが、いずれにしても通学時間帯には多くの中学生、高校生が利用する交差点でありますから、大変危険であるという状況は変わらなくて、その場所ではないのですが、近くでこの間、交通事故もあったと聞いておりますので、甲府市道の改良がおくれているということに対して、県としてどのような働きかけを行っているのか、まずそれを聞きたい。

望月都市計画課長 甲府市では平成20年ごろだったと思いますけれども、道路整備プログラムというものをつくりまして、甲府市内の街路につきまして緊急性の高いものから優先順位をつけて街路事業に取り組んでいくということにしています。この今の委員指摘の街路につきましても、この整備プログラムには載っておりますけれども、現在はそれよりも優先度の高い和戸町竜王線、連雀問屋街とか、そういうところの事業を進めているということで、優先順位の高いものが終わった後に取り組まれるものとして位置づけられているという理解をしております。

飯島委員 もちろん、プライオリティーがあつてということですが、今後の見通し、どのくらいっていうのはわからないんですか。

望月都市計画課長 具体的にこの街路について、いつ着手されるかということについては、お聞きしておりません。

飯島委員 私も甲府市出身の県議会議員になりますから、私なりに甲府市に聞いてみたいと思っております。

今の事例のように、右折レーンが交通渋滞解消のために設置したほうが良いと思われるところとか、センターラインが消えかかっているところとか、横断歩道の線が切れかかっているという箇所が多く見られるのですが、公共事業費の削減が下げどまらない中、とても皆さん方は経費の確保に御苦労していると思います。その中で県土の維持管理予算については、どのような考え方でそれを計上して、執行しているのかお伺いします。

高井道路管理課長 道路管理課の予算につきましては、大きく2つの柱立てがありまして、一つは現状の道路に対して、現状維持するための予算、すなわちパトロール費ですとか、あるいは電気代とか、そういう、どうしても必要なものがまず一つあります。それともう一つは、能動的に、例えばのり面を直す、橋梁の長寿命化をする、そういう2つの予算立てがあります。その中でできるだけ前年度の予算を最低確保するような考え方でやっております。

飯島委員 2つの柱があるということですが、やはり日常生活の中で使っていて危険性があるということは、特にプライオリティーを高くして今後も取り組んでいただきたいと思っております。

(コンパクトシティについて)

国は高齢化や人口減少の進行と市街地の拡散といった課題に対応するために、多極ネットワーク型のコンパクトシティというのを目指していますよね。平成23年3月に策定された本県の都市計画の方針を示す山梨県都市計画区域マスタープランでも、都市づくりの基本理念を都市機能集約型都市構造の実現としてコンパクトなまちづくりを推進しようとしています。ですから、都市計画の大きな流れは拡大からコンパクトというふうにかじをもう切っていると認識しているのですが、具体的に甲府市の向町地区では、すごく規模の大きい開発が行われていると認識しているのですが、これがコンパクトなまちづくりとは整合していないように思うのですが、県はこれに関してどのように認識していますか。

望月都市計画課長 委員御指摘のように、向町は甲府の郊外に当たるようなところでございまして、都市計画的にも市街化調整区域と位置づけられております。ただ、今、ヤマダ電機とかケイヨーデイツーを

開発したときには、調整区域の中に地区計画をつくりまして、それに基づく開発という形で認めておりますけれども、この地区計画の決定、それから開発許可については甲府市の権限となっております。県では地区計画の決定の際に、甲府市から協議を受けた際、中心市街地活性化基本計画というもので甲府市は甲府市の中心市街地を活性化している意向もある中で、向町という地区にこういった地区計画をつくるというものについて、どういうふう考えているのかということで協議はかわっておりますけれども、法的には同意まで必要ないと。協議が終われば市が決定できるということになっておりまして、そういう中で甲府市が地区計画を決定し、それに基づいた開発許可を与えているというものになってございます。

飯島委員 具体的には甲府市の意向もあり、それを照らし合わせて執行しているということでありまして、やはりこういう大きな流れの決まったことは住民にもわかりやすくこれからもやっていかなければいけないと思います。

それから、2月の補正予算において、コンパクトシティ促進事業費が計上されていたかと思っておりますけれども、この事業の進捗状況と、事業の成果、今後、都市づくりにどのように生かしているのかお伺いします。

望月都市計画課長 このコンパクトシティ促進事業費というのは、コンサルタントに委託しまして、実際の今の都市の状況、人口がどういうところに集中しているのか、あるいは生活利便施設がどういうところに分散していて、住民の方たちがそういうものをどういう利便を受けられるかという現況を調査し、このまま進んでいったときに将来の都市がどうなってしまうかという想定をつくって、これを各市町村に見せる中で、各市町村がコンパクトなまちづくりに取り組んでもらいたいという趣旨で計上させていただき、認めていただいているものでございまして、現在、7月にコンサルタントの契約を行いまして、今、コンサルタントがそういった実際の数値を拾うような作業を進めているところでございまして、それがまとまり次第、また市町村のほうに啓蒙活動を広めたり、我々も一緒に勉強したりしながら、コンパクトなまちづくりの推進を図っていきたく考えているところでございます。

飯島委員 コンパクトなまちづくりの一環として甲府市の中心市街地において旧甲府銀座ビル跡地の開発が進んでいるというふうに認識しておりますけれども、この事業への県の関与はどのような形でしょうか。

望月都市計画課長 銀座ビルにつきましては、市街地再開発事業という形で進められている事業ですけれども、具体的には国の優良建築物等整備事業という、国の補助金を取って再開発を進めている事業になっておりまして、国の補助が、ビル全てに補助金が出るわけではなく、エレベーターですとか階段、廊下のような共用部分に補助が出るということで、その共用部分の事業費の3分の1が国、それから3分の1が地方自治体、それから3分の1が事業者が負担するという形になっておりまして、その地方自治体が負担する3分の1のうち、その半分の6分の1を県、6分の1を市が負担するような形で補助して進めております。

飯島委員 今後のスケジュールはどうなっていますか。

望月都市計画課長 現在、建物の取り壊しが進められておりますけれども、現地の道路、周辺道路が非常に狭い。それから、商店街の中ということもありまして、取り壊しに非常に時間がかかっている状況でございますけれども、ことしの秋から建設工事にかかりまして、平成29年秋には新しいビルを完成させる予定になっていると聞いております。

(県内の河川の状況について)

望月勝委員 過日の関東東北の豪雨の中で、茨城県の鬼怒川の河川の堤防の決壊という大きな被害を受けたわけですが、当然、山梨県においてもこうした災害が起きる想定をしなければならないと思うのですが、今、県内の河川については非常に山の土砂が流れてきて河床が上がって

いる。また、今、堤防と住宅地の段差がなくなっている。そういうところで山梨県としても堤防の決壊とかそうしたものの状況について非常に留意するところもありますので、まず県下の河川の堆積している土砂の状況の中での掘削の計画をどのようなスケジュールで組んでいるのかお伺いします。

水上治水課長 今、委員の御指摘がありましたように、県内の河川については土砂が堆積して、河床が上がっているというような箇所がございます。掘削の計画ということでございましたが、土砂につきましては1回の台風、あるいは豪雨で河床が上がって、状況が変化するということがございますので、計画を立ててもなかなか計画どおりに河床が落ち着いてくれないということもございます。このため、計画を立てるということではなくて、その年その年により河川の堆積状況を確認しまして緊急性の高い箇所から、予算が許す範囲で優先度をつけて撤去していく状況でございます。

望月勝委員 非常に財源も厳しい、また、県の皆さんも努力して創意工夫しながら、最小の予算で最大の効果を上げるということで御苦労いただいているわけですが、そうした中で鬼怒川のような堤防の決壊という甚大な被害が出ないような状況で、山梨県としては今の河川の堆積の関係も、今スケジュールも聞きましたけど、現状を見ながら、緊急性のあるところから優先でやるということでございますが、堤防とか、そうしたものに対する県内の状況調査とか、整備計画とか、そういうものの状況と調査等が終わってございましたらお聞かせ願いたいのですが。

水上治水課長 県が管理している河川は610河川1,900キロメートルほどございますが、このうち97河川224キロメートルの堤防がございます。その堤防について出水期前に詳細な点検を行っており、堤防の状況についてはその危険性等について整理をしているところでございます。

しかしながら先日、鬼怒川の堤防が決壊するという非常にショッキングなことがありましたので、9月11日から18日にかけて、ただちに堤防の緊急点検を実施しました。その結果、台風18号による被害と思われる重大な欠陥については見受けられませんでした。新聞報道にもございましたとおり、2つの河川で3カ所において軽微な浸食が確認されたところでございます。その3カ所につきましては、10月2日までに補修を完成する予定でございます。

望月勝委員 鬼怒川の堤防決壊の状況で、上流の常総市は避難指示が出たと。ただ、堤防の決壊した地域、下流においては避難指示が出ていなかった状況、おくれた状況で、あのような甚大な被害が出たということでございますが、この危険性のある箇所に対して、その危険性を山梨県としてはどのように地域の皆さんに周知徹底しているのか、また、これからしていくのか、その辺りをお伺いします。

水上治水課長 まず、堤防に限らず、洪水に対して危険性が高い箇所については、重要水防区域として位置づけておまして、これは山梨県の水防計画書に記載してございます。それを水防管理団体である市町村に通知しているという状況でございます。市町村は、それを受けまして、市町村の地域防災計画等によりまして住民へ周知をする仕組みになってございます。

また、市町村を通さずに県のホームページに重要水防区域を掲載して周知を図っているという状況でございます。

望月勝委員 市町村、自治体と協力、また連携をとりながら、こうした避難指示の徹底をしていきたいということでございますが、これはやはり危険性を有するし、指示がおくれた場合に人命や家屋等に甚大な被害が出ておりますので、ここらは徹底して、市町村任せもいいですけど、県として自分で直に緊急性を有する時間帯にも限らずに指示を出していただきたいと、そのようなお願いをさせていただきます。

(火山の噴火について)

これは想定外といいますが、鹿児島島の桜島、長野・岐阜の御嶽山、長野県の浅間山等、この間

も箱根の大涌谷の状況もありましたけど、これは富士山の将来想定するような火山噴火という状況もなきにしもあらずでございますが、こうした場合に、一昨年2月の豪雪の場合には、除雪ということで、県でも1台の除雪機を入れてもらいました。除雪の場合は雪もとけるし、道路もかいたり除雪すれば通行ができるということでございますが、この火山の降灰というのは、風の流れによっては全県的に被害を受ける状況もあるし、東京とか、また、西ではかなり広い広範囲でこうした被害を受けるわけでございますが、火山灰の降灰により道路が通行どめになってしまう。これは雪と違って、時間がたってくるとコンクリートのようにかたまってしまって、除雪というか、除灰っていうんですか、非常に大変な作業になると思います。山梨県でも、この間また1台小さい除雪機を購入したようでございますが、この除雪機でそういう対応ができるのか。それでできなくてまた違う機械が必要なのか、その辺についてどのような対応を考えているのかお伺いします。

高井道路管理課長 火山灰につきましては、実はまだ我々もさまざまなノウハウを持ち合わせていない状況でございますけれども、皆様見たことがあると思うのですが、道路に路面清掃車という大型の黄色い車を山梨県で5台所有しております。昨年度、1台が更新時期にありましたので、その1台につきましては降灰型、いわゆるバキューム、水をまきながら吸い上げていくんですけども、その水を多くまく。多くまくために、バキューム力が非常に大きい、普通の機械より1割ぐらい高いものだったのですけれども、購入いたしております。今年度もやはり1台更新を控えていまして、除灰型のものを購入する予定でございます。ですから、5台中、今年度には2台は降灰型のものになると考えています。

望月勝委員 除灰機ですか、2台が使える状況になるということでございますが、実際、鹿児島島の桜島の噴火を見ますと、あれだけ離れている鹿児島市街地に相当、道路の灰の積もりがありまして、とても道路を清掃する機械だけでは間に合わないということで、すごい水圧の強いポンプ車でそれを除去するとか、そういう状況も出ているのですけれども、山梨県としては、富士山の火山噴火というものに対応するには、2台だけの除灰機で間に合うのか、それが対応できるのか、その辺の計画とか調査、そういうものは研究しているんですか。今の鹿児島とか御嶽山の状況の参考資料を取り寄せたりしている状況であるのか、その辺をお伺いします。

高井道路管理課長 降灰を予想される県として、例えば神奈川県ですとか、静岡県があります。私どもも先般、箱根のときも、神奈川県に伺って、いろいろ情報交換をしたり、静岡県の道路管理課長とも意見交換させていただきました。ただ、やはり、我々、とりあえず3県にしてみると、まだまだ除灰に対する知識が少な過ぎて、例えば鹿児島県さんだとか鹿児島市さんだとか、ああいうところと意見交換をして教えていただくということは必要かと思っています。

望月勝委員 隣県の神奈川、静岡、両県ともそうした中で山梨県としても取り組みをしているということですが、雪の場合は川へ捨てたり、空き地へ捨てれば、日がたつととけてしまって、非常に楽だと思うんですけど、除灰の場合はおそらくとけないで、御嶽山の状況を見ても、鹿児島の状況を見ても、コンクリートの上に固まっちゃうわけですよ。そうすると、廃棄場所の処理的なものを今すぐここでどうだとかいうのも難しいかもしれませんが、どのような計画をこれからとっていくのか、除灰場所とか、そういうものに対する処置について伺います。

高井道路管理課長 灰の始末については、今、委員おっしゃるとおりでございますが、雪と違って、後々まで残っちゃう。それから、もう一つは高く積めないというのがあります。実は昨年度、富士北麓地域におきましては、小学校とか、そういう公的な土地なのですが、可能地をかなり調査いたしました。ただ、ほとんどが、いずれ近いうちに使う、今使っているという土地でありまして、灰の場合につきましては、中長期的に置かせていただかなきゃいけないということで、新たな視点を持って、あるいは灰そのものの防災措置、流れ出したりしちゃういけませんので、そういうことも含めまして、今後、調査のほうを少しずつ拡大していきたいと思っています。

望月勝委員 灰の場合は、ガスっていうんですか、硫黄っていうんですか、そういうものが含まれている公害性のもも発生する可能性も十分あると思うんですね。そこらの対応もこれから考えていただくか、そしてまた、高く積むこともできないということで、その地域へのやはり公害、そうしたものの発生状況も、これから県としてはどのように対応していくのか、伺います。

高井道路管理課長 本当にまだ除灰につきましては、私ども不勉強なところも多々あると思います。委員御指摘のとおりのことを今後、機械の話、それから捨て場所の話、それから捨てたものの安全性の問題等につきまして、今後研究を進めたいと思います。

望月勝委員 そういう降灰の公害が出ないように、特に農地とか、また家屋とか、そういう塵害とかが発生しないような対応をこれからいち早く考えていただく、勉強していただければと思います。

(河川のしゅんせつについて)

望月利樹委員 今、望月勝委員から、地域防災計画、重要水防区域と、あと堤防の調査という部分、堤防の上の部分のことをお聞きになられました。私は、河川のしゅんせつという部分、土砂を撤去するということ所で何点か質問をしたいと思っております。

御承知のように、南アルプス山脈を抱えて脆弱な地質、フォッサマグナが走っていて、かつては昭和34年、57年には災害もあり、土砂災害の危険性がまだまだ高いこの山梨県において、県内の河川、土砂が非常に堆積している、河床が上昇しているというふうに感じております。実際、富士川のほうを見ても、中央市付近なんかは完全に天井川になっている中で、県土全体のしゅんせつという計画、こういう考えはあるのかどうかお聞かせください。

水上治水課長 先ほど、望月勝委員の御質問にもございましたけれども、一定の計画ということではなくして、その都度、河床の状況の変化に応じて、危険なところから順次、土砂のしゅんせつを行っているというのが現状でございます。

望月利樹委員 おそらく全体という形になると、非常に大きな計画、金額的にも膨大なものになってくるかと思いますが、その中で、実は、私の地元の早川町の雨畑川に、日本軽金属が発電のためにつくった雨畑ダムというものがあまして、この上流部は以前、連続雨量が70ミリ程度で道路に水があふれてしまうケースとか、川があふれる危険性が非常に高く、地元の町に対する陳情とかも新聞記事になったりとか、町議会の質問の中で、非常に危険性が高いところと感じています。この対応について、土砂の現状と取り組みについてまずお聞かせください。

水上治水課長 雨畑川ですが、平成23年9月の台風12号と15号によりまして、日本軽金属が所有しています雨畑ダムの上流に大量の土砂が堆積していると聞いてございます。約270万立方メートルほど土砂が出たとのことでございます。これを受けまして、平成26年の1月に国、県、早川町、それからダムの管理者である日本軽金属等により雨畑川堆積土砂除去検討会議が開催されまして、今後の対応について協議しております。

望月利樹委員 今、お話があった土砂除去検討会議の中で、バイパスのかさ上げとか、町とか事業者のほうでできる限りのことをやっている。でも、町の財政規模とか事業者の範疇では非常に厳しい部分もある中で、県はどのように対応していたのかお聞かせください。

水上治水課長 まず、その会議の中で、日本軽金属が設置した雨畑ダムが、土砂をためる要因になるということで、日本軽金属が年間の砂利採取量を増やすということが決定されてございます。その中で、県は従来、1年間に最大40万立方メートルの砂利採取の許可を与えていましたが、町からの要請によりまして、プラントの処理能力の最大値である年間50万立方メートルまでの増量を認めるなど柔軟な対応により河道の確保に努めてきてございます。

それから、ダムの設置者である日本軽金属、ダムの設置を許可した、国、それから、上流で施工している直轄砂防などの機関と情報共有を図りながら、堆積土砂に対応しているという状況で

ございます。

望月利樹委員 国と県と事業者と、管理する主体、もしくは責任主体が非常に複雑になっている中で、今、御答弁いただいたように県も積極的に土砂の採取で協力をしているということでありありがとうございます。その中で、今年の7月に、早川町と地元住民と日軽金とその関連会社で開催した雨畑湖連絡調整会議というものがありました。日本軽金属から土砂の撤去について、町、県、国と協力して対策を講じていきたいという意見が出されていますが、その意見に対して県はどういうふうにお考えでしょうか。

水上治水課長 今、委員がおっしゃられました7月の雨畑湖連絡調整会議というものでございますが、これは日本軽金属と、それから町、地元の参加により開催されたと聞いておりますが、県や国については参加してございません。また、その結果についても情報提供がございませんでした。このため、日本軽金属が考えている具体的な対策の内容については把握してございません。今後、日本軽金属から協力要請があれば、内容を確認して、できることから対応方法を検討していきたいと、このように考えてございます。

望月利樹委員 私が聞いている中では、実は、ダム事業者から、その会議の中で耳川水系の総合土砂管理計画という部分を発言があったということで、この耳川というのは宮崎県にある川でして、これは山地から河川、ダム、河口域まで、土砂に起因するさまざまな課題に関して関係機関と情報を共有して連携協力して、総合的な土砂管理の課題解決に向けた行動計画というものということで、手元に準備してあるのですが、これを策定したと聞いております。この内容は、山地を含めた流域全体で総合土砂管理について検討していくことということで全体の管理、上流から下流までの管理を、当然、国も絡めた形でやっていきたいということでございます。やはり基礎自治体、早川町だけ、事業者だけということではなくて、当然、県だけという形ではなくて、県土全体の土砂管理というか、災害対策はやっていかなければならないと思いますが、同じ考え方をして、県も積極的に関与を行っていくべきだと私は考えておりますが、その辺について御所見をお聞かせください。

水上治水課長 総合土砂管理計画ということでございますが、雨畑川は富士川水系になります。総合土砂管理計画というのは、目的は山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理で、富士川水系で言えば、南アルプス、あるいは秩父山塊、から駿河湾までという形になろうかと思いますが、富士川水系は一級水系であり、一級水系の総合土砂管理計画は、本来の水系全体の河川管理者である国土交通大臣が策定するということになります。

富士川水系の総合土砂管理計画については平成18年に国が策定した富士川河川整備計画の中で、総合土砂管理計画も策定していくと記載されてございます。それには山梨県、静岡県、長野県も連携して策定していくとのことですが、国からは具体的なスケジュールについて示されてございません。

宮崎県の耳川水系は、二級水系になりますので、これは一貫して知事が管理している水系であり、総合土砂管理計画も本来の河川管理者である知事が策定するものと承知しています。一方、富士川水系については今後、国が中心となって総合土砂管理計画を策定していくものと考えてございますが、その際には、委員から御指摘があったような土砂の非常に危険な部分についての課題などについても、その計画の中に対策を位置づけるように働きかけていきたいと、このように考えてございます。

望月利樹委員 国で計画を立てると、広域な範囲の話になってきます。しかしながら、地域によっては今の事例のようにすぐに対応をとということで非常に困っている段階の中で、想定外の災害ということもあります。やっておけばよかったということがないように、しっかりとスピード感を持ってこの対策に取り組んでいただきたいと思います。その辺のところ、もし部長さん、何か一言御所見をいただければありがたいのですが、よろしく願いいたします。

大野県土整備部長 今、議員の御質問ですが、県でできることも限られておりますので、国、事業者と密接に連携をとって、後おくれにならないように、できることはきちんとやっていきたいと思っております。

(災害に関する整備等について)

猪股委員 たしか7月だったと思いますけど、県内においての台風11号による被害状況がテレビで数多く放映されていましたが、そのときの道路ののり面崩壊や路肩決壊など、被害状況はどのくらいあったのかお伺いします。

高井道路管理課長 7月16、17日の台風11号ですけれども、そのときは山梨県内でもちょうど雨が道志村から上野原にかけて非常に多く降ったときでございます。400ミリを越す雨量を観測いたしました。そんなことで、特に上野原市とか大月市において被災が多くなりまして、特に上野原市の桑久保地区というのがございますけれども、そこでは県道の大月上野原線というところがあるのでございますけれども、そこで約20メートルの道路が斜面崩壊をいたしました。そのほか、県下で6路線、7カ所という被災状況でございました。

猪股委員 被災した現場についてなんですけど、被害状況や住民への影響の把握など、現地確認が必要なことと思いますが、今回の被災で現地確認をしたのかどうかお聞きします。

高井道路管理課長 もとより我々の部は、何かあっても災害にかかわる現場で確認するということはふだんから肝に銘じていることでございます。当然ながら、台風するときなどは、災害リスクが非常に高いときですので、いつも警戒態勢に入っておりまして、そのときに一報入ったときはすぐに事務所から飛んで行って、現場を確認して、例えば人や車が巻き込まれていないかをまず確認いたします。それから、必要に応じて通行規制等の措置をするようにしていますので、現場確認は必ずしております。

猪股委員 道路は住民の日常生活に直結しているの、被災した場合には速やかに現地確認を行って、できる限り早期に復旧していただきたいということを期待しております。

ただいまと同様に、台風による県内の河川の被害状況についてはいかがでしたでしょうか。お聞きします。

水上治水課長 河川の被害の状況でございますが、台風11号によりましては、上野原市、都留市等で県管理の4河川におきまして護岸が被災いたしました。これについては既に国の災害査定というものを受けまして、復旧工法も決まって、約1億2,000万円の被害額ということでございます。

それから、次の台風18号においても、県が管理する河川で、13カ所ほど護岸や落差工などで被害が発生してございます。これにつきましては、道路の災害も併せて11月に災害査定を受ける予定になってございます。

猪股委員 わかりました。繰り返しになるかと思いますが、過日の台風18号では鬼怒川の堤防決壊により多くの被害が発生しました。堤防決壊による被害がすさまじいものと再確認させていただいたことと、県内の河川堤防については危険性の高い場所を把握しているのか。また、今回の台風による堤防の被害の状況はどんなものだったのか。その辺をお伺いします。

水上治水課長 先ほど望月委員の御質問に対する答弁で申し上げましたが、重要水防区域というものがございます。これは堤防に限らず、川幅が少ないものなども重要水防区域としてあるのですが、そのうち堤防の高さが若干足りないものについては県内の堤防25カ所が重要水防区域ととなっておりまして、これらについては毎年6月の出水期前の点検で監視しているところでございます。

猪股委員 私の気になる場所なんですけど、私の地元では釜無川が広いんですね。それで、近場で言うと荒川、相川ですね。この間の台風18号でしたっけ、11号かな、一番心配なのは、相川とか荒川とか、狭い川がありますよね。その辺がちょっと心配なんですけど、県外の河川で川の中に樹木が

繁茂している箇所では流れが阻害され、洪水発生の危険につながるということが危惧されていますよね。河川内の樹木の伐採、それについて取り組みをどのようにしているのか、その辺について伺います。

水上治水課長 委員がおっしゃるように、確かに河川の中の木が生えて、広いところでは樹林化というような言い方もしてございますが、問題になっている中で、非常に予算も厳しいことから、優先度をつけて伐木をしております。優先度については同じ河川でも堤防の河川は堤防が切れると鬼怒川のようなことになるおそれがあるので、堤防で守られた河川を優先したり、河川の中に樹木が多くなって、本来、水が流れるべき断面積が非常に阻害されているというような状況な河川、これらは、より危険な状況と認識しておりますので、そのようなところから順次、対策を行っております。

しかしながら、非常にお金がかかりますので、新しい試みとして、昨年度から、公募により一般の方に川の中に生えている木を切っていただくという河川内樹木の公募伐採という、取り組みを実施して、少しでもコスト縮減になるように取り組んでいます。

猪股委員 今、課長から答弁ありました公募伐採ですが、このことについては具体的に仕組み、取り組み、その辺について実施状況の内容を教えてください。

水上治水課長 公募伐採というのは、役所が伐採するのではなくて、住民の方に切っていただく。県のホームページ、あるいは市町村の広報、こういったものを利用して希望者を公募いたします。公募者が多ければ抽選ということになるのですが、公募の条件がございまして、営利を目的としないもの、自家消費、これを条件としてございます。県では、川の中に木が多く生えているところを区画割いたしまして、その区画にエントリーしていただいて切っていただくというものです。昨年度は釜無川など大きい川がある峡北支所管内において公募伐採を試行しました。その実施状況ですが、釜無川とか須玉川で3カ所、32区画を募集いたしましたところ、70名の応募がございました。その結果、試算によりますと約1,200万円のコスト縮減が図られたという結果が出てございます。

それを受けまして、今年度は、6つの出先の事務所がございまして、そこにおいても公募伐採を実施していきたいと思っております。事務所によってはなかなか適地がないというのもございますけれども、何とかそういった形で、峡北、あるいは峡南で公募を開始したところでございます。それから、峡東と富士東部でも10月から公募を行う予定となっております。そんな形でコスト縮減を図っていきたく思っています。

猪股委員 今、課長の説明でわかりました。峡北地域ではまきストーブにでも使うという需要があることの対応だと思うんですけど、私の地域など他にはなかなかそういう設備がないですから、先ほど来、予算の関係も出ていますけど、危険性がありますから、ぜひとも下流側も考えて努力していただきたいと思っております。

(第二期チャレンジ山梨行動計画の実施状況について)

近年、想定外の災害が多く発生している状況の中、第二期チャレンジ山梨行動計画の実施状況について伺います。県土整備部所管の項目で、災害に強い県土づくりの推進として、住宅の耐震化率が挙げられているが、本県の昨年度末の数値目標と進捗状況についてどのような今、状況なのかお伺いします。

渡井建築住宅課長 お手元の配付資料の主要施策成果説明書、総合計画実施状況報告書、その97ページ、そこに耐震化率について具体的に記載されております。

ページを開かれる間、ちょっと簡単に御説明させていただきますが、ページは政策の5、災害に強い県土づくりの推進のページになりまして、耐震化率につきましては、下から3枠目、住宅の耐震化率というのが記載ございます。実は、新しい政策、耐震改修促進計画につきまして、現在、策定中ではありますけれども、このデータはまだ作業中で出ていません。したがって、過去のデータをベースに策定したものでありまして、内容的に目標値が88.2に対しまして、昨

年度末、82.7%で、5.5ポイントマイナスの状況で、進捗率は58.3%と下回っている状況でございます。

猪股委員 耐震化率が目標を下回っているということですが、その内容ですけど、住宅の耐震化はなぜ進まないのか、その辺の理由はどんなものなのでしょうか。

渡井建築住宅課長 住宅の耐震化率を上げる大きな要因となりますのは、基本的には建て替えの戸数が大きく反映します。ところが、景気低迷のあおりを受けまして、新陳代謝の激しい、著しい大都市は除きます地方部におきましては、なかなか建て替えそのものが伸び悩んでいるのが実情で、やはり全国的に耐震化率が落ちているというのが今の実情でございます。また、本県におきまして古い住宅を持っている家主の方々の意見をお伺いしますと、高齢化が進んで、老夫婦が住んでいて、私たちが住んでいるところに跡継ぎがない、跡取りがない、家の面倒を見る者がいないわけだから、ここにお金をかけてまで耐震化する必要はないとか、あるいは、住みながら工事をする、とてもちょっと無理だよとか、あるいは仮にやりたいということがわかって、どうやったらいいのかということが具体的にわからないというのが意見として出ております。

猪股委員 ささまざまな理由で耐震化が進まないのは理解できます。耐震化を進めるには、実際に住んでいる方々の理解と、命を守るという意識であり、このためには市町村や地元の自治会の協力が必要であると思います。

そこで、県として住宅の耐震化を進めるためにはどのように取り組んできたのか、また、今後どのように対応していくのかお考えをお聞かせください。

渡井建築住宅課長 まず、今までの取り組み状況ですが、県としましては平成19年、耐震改修促進計画を策定。これは法定計画になります。また、市町村におきましては、任意計画であります。全27市町村が同じ計画を立てており、県、市町村一体となって施策を進めているのが現状です。具体的には耐震診断の無料化、あるいは耐震改修工事に対する助成、また、耐震改修に至るまでの計画、いわゆる設計費への助成、また、これらの制度を周知するために県のホームページ、パンフレット、あるいはテレビ、ラジオ等の放映、また、うちの職員が出張講座という名目で会議等に呼ばれば行って説明するというような作業も具体的にやっております。

また、委員のお話にもありました、地元の活動ということも含めまして、市町村がまず主となりまして、建築士会の会員、これはボランティアになりますけれども、御協力を得る中で、老朽化が著しい密集した住宅地区を選定して、そこに1戸1戸、各戸訪問をしております。基本的には市町村の職員、建築士の方、それに自治会の役員の方々にも賛同いただく中で各戸訪問をしていると。中にはその場において耐震診断申し込みがあるのも事実でございます。

今後につきましては、このようなきめ細かい戸別訪問、こういったものがやはり重要であると認識しておりまして、また、現在、先ほど申し上げましたが、耐震改修促進計画を見直しておりますので、その見直しの過程におきましては国の動向や市町村の意見等も伺いながら、本県に見合った目標値の設定、あるいは施策展開ができますよう整理の上、市町村と一体となって、さらなる住宅の耐震化の促進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

(甲府駅の周辺都市づくりの推進について)

猪股委員 甲府駅の周辺については、新たな都市づくりに向けた整備が着々と進められており、県の玄関口としてふさわしい良好な市街化環境が整えられるということをご期待しているところであります。一方、既存の施設を改修するため、交通を供用した中で工事を進めなければならず、白紙の上で新しいものをつくるのとは違って、時間がかかることは理解しています。なるべく早く完成させていただきたいという立場から申しますと、工事が長期化していることを懸念しています。甲府駅南口駅前広場の整備について、現在の進捗状況と完成の予定について、何かちょっとお聞いているような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

望月都市計画課長 甲府駅南口駅前広場の再整備につきましては、昨年2月、大雪が降ったときでございます

けれども、信玄公像西側にありました一般車駐車場、駐輪場、このリニューアル工事に着手しまして、新たに地下駐輪場を備えた一般車ロータリーを本年7月に供用開始したところでございます。今後は、信玄公像東側の駅前広場中央部に計画している公共交通ロータリー、この整備を進めまして、その後、引き続き、東側の広場の整備を進めていく予定でございます。全体の完成は平成28年度末を目指している状況でございます。

猪股委員

平成28年ですね。あと少しということで頑張っていたきたいと思います。

次に、甲府駅の西で甲府市が県と国から補助金を受けて土地区画整理事業をしていますね。それで、JR横沢ガード下を今、広げていますけど、この工事はその中の一つとして進められていると思うんです。そこが交通どめがいつ解消されるのか、その辺はいかがでしょうか。

望月都市計画課長 甲府市では区画整理事業の中で、鉄道敷地にかかる横沢ガード拡幅部の工事をJRに委託して進めているところでございます。現在、通行どめにして工事を進めておりますけれども、平成29年度末の通行どめ解除を目指して事業に取り組んでいるというふうに伺っております。

(「30年じゃなかったっけ」の声あり)

望月都市計画課長 平成29年度末、平成30年3月です。

猪股委員

この区画整理、一つは南口の整備、そして、これは甲府市と県で絡んでやっていると思うんですけど、横沢通りの今のJRのアンダー、これからこのアンダーが終わったら、後はどんなような状況で今後の予定として整備事業がされるのかどうなのか、その辺を教えてください。

望月都市計画課長 甲府駅周辺の土地区画整理事業について、北口とかそういうところも全部入っていたのですが、こちらのほうはごらんとおりもう仕上がっているわけですが、大きな残事業はこの横沢ガードと、それから朝日町のガードということになります。市では、横沢通りに引き続きまして、その東側に位置します県道の甲府韮崎線朝日町ガード拡幅工事を計画しております。その際は横沢ガードと同じように、朝日町ガードの通行どめが行われることとなります。現在、横沢ガードが通れない分を朝日町のほうを迂回していただいているのと同じように、朝日町のガードが通れなくなる部分を横沢ガードを迂回していただくという形になってしまいますが、これらの工事を含めまして、この土地区画整理の完了時期はおおむね10年後と伺っています。

県としましても、この土地区画整理事業が早期に完成しますよう、事業を行う甲府市に対しまして引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

(インフラの予防保全について)

清水副委員長

今までの幾つかの質疑応答を含めた質問をさせていただきます。土木森林環境委員会で先般、県外研修で青森県に行ってきました。そこでインフラの予防保全について、すごくいいことをやっているなと思いました。あそこでは、今まで何かあると対策をとるということ、何かある前にいかに予防保全するかというプリベンティブメンテナンスという仕組みでアセットマネジメントシステムというのを展開していて、それが何百億ともすごいコストダウンになっていると。山梨県も財政が非常に逼迫していますので、これは積極的にこういう仕組みを展開する必要がある。私はその研修ですごく思ったんですね。

今、山梨としては、このPM、プリベンティブメンテナンスという、こういった仕組みを進めているのか、あるいはこれから進めるのか、今どんな段階にあるんですか。

清水県土整備総務課長 インフラの老朽化対策ということになるかと思いますけれども、日本全国が大体同じような状況でございますけれども、社会資本というのは高度経済成長期に集中的に整備をされていまして、それが近年になって、大体更新ですとか補修が必要な時期を一斉に迎えてきているというような状況がございます。そうした中で、一遍に更新ということも当然できませんし、財源

的に厳しいという状況もございますので、山梨県におきましても、まずは公共土木施設の調査点検を行いまして、それに基づきまして、長寿命化計画とか維持管理計画、施設それぞれに道路ですとか河川ですとか、トンネルとか、いろいろなような公共土木施設があるわけですが、それぞれについて長寿命化計画なり維持管理計画というようなものをつくりまして、なるべく新たな更新ということではなくて、適切な維持管理、補修等を行うことによって寿命を伸ばして、ライフサイクルコスト、これを低減しているということでコストダウンを図るという取り組みを進めております。

現在までで、例えば橋梁ですとかトンネルといった道路施設ですとか、あと水門とかダム、河川管理施設、それから公園といったようなものについての長寿命化計画というのは、これは既に策定を終了しております。あと、道路付属施設ですとか、下水道の処理場の一部など、こういったものはまだ残っておりますけれども、こうした施設についても今年度中には計画策定を終えるという予定でございます。

清水副委員長 山梨県として予防保全システムとして構築されているということですか。

清水県土整備総務課長 計画を策定して、その中で予防保全型の管理に切りかえていくということで取り組みをしております。

清水副委員長 すごいコストダウンとか、コスト削減計画に寄与できると思うので、こういうところに効果の把握、こんな形でコストダウンが生まれたという、そういう実績もきちんと表現していただければありがたいなと、こんなように思います。

それと関連ですけれども、私どもはいかに健康で長生きするかって誰もが思っています、そのために人間ドックに行ったり、塩分を控えたり、運動をしたり、いろいろやっているんですね。山梨県の社会インフラを一つの体と考えたときに、その体が病気になる前にいかに運動するかとか塩分を控えるかとか、そういう新しい気づきを入れていってチェックしていくというのがすごく重要だと思うんですね。そう考えたときに、豪雪があったり、ゲリラ豪雨があったり、地震が何回もあったりすると、去年まで考えていた項目よりも、もっとほかの項目を追加しないといけないということがあるんだと思うんですね。そういう新しい追加項目ってどんな形で、どういうふうにしてそういう計画の中に盛り込んでいくのでしょうか。

高井道路管理課長 例えば道路施設を例にとってお話し申し上げたいと思います。基本的に委員が行かれた青森県でやっているアセットマネジメントとほぼ似てやっているのが山梨県の橋梁計画です。橋梁計画の中は、現状の施設に対して点検をしまして、その時点においてその状態を把握し、どうするかという計画を立てるわけです。委員がおっしゃられるように、途中で例えば不測の事態が起きたというのは、実は計画の段階では想定はしていません。ただ、点検計画として、例えば5年に1回点検するというのが法律にも明記されましたし、それ以外に地震ですとか、台風で、例えば木がぶつかってへこんじゃったとか、そういうものについてはただちに臨時点検という格好でしまして、計画の中にそれを織り込みながら、緊急性のあるものをしていくと、そんなふうな形になっております。

清水副委員長 私どもは、そのアセットマネジメントシステムのために青森に行ったのですが、山梨も同じような世の中にPRできる仕組みがあれば、そのために人が来るといって、流入人口ですね。そこにも貢献できるという、ソフトの人口増の対応にもかかわる。そんなようなことも考えながらやっていただくと、すごく迫力が出るかなと思いますので、お願いします。

何年か前に、中央高速の天井板崩落事故で何人も亡くなっています。あれはまさしく予防保全の欠落と私は思っているんです。予防保全がきちんとできていれば命は助かった。あれ以来、予防保全政策ってあらゆるところできちんとやられていると思うんですけども、もう県内でああいうものは絶対起きないという、その辺の決意のところをお聞かせいただきたいと思います。

高井道路管理課長 委員から指摘以上に私どもはあつてはいけないと思っております。トンネルにつきましても、

笹子の事故については、これは本当に土木の管理の分野では大きな変換点でございました。我々も同じことがないように、トンネルについて言えば、昨年度やはり同じような計画を立案して実施を始めております。今、もう一つ、事故になりやすいんですけど、照明柱とか標識。大きい標識とか、あの根本が腐ったりして、あれが風なんかで倒れて人身事故になったりするケースもありまして、それについて今、今年度間もなくそれらの計画も皆さんにお示しできるかなと思っております。あと、ボックスカルバートとか、それもあわせて考えております。

(防災体制について)

鈴木委員

先ほどから、水防、水害についてお話があったのですが、重複するかもしれませんが、9月10日、関東それから東北で被害を受けたわけですけども、聞きますと、11時半ごろに床について寝て、サイレンが鳴ったかわからないけれど、5時になったら近所や家が流されてももうどうにもならない。反省は尽きないようですけども、その反省を聞きますと、山梨県としてのそういう避難前の対応、どのような体制をとっていけばちゃんとできるのかなど。災害が起きたときに、こうしておけばよかったということもありますので、どのような体制で臨んでいるのかお聞きします。

水上治水課長

鬼怒川の件だと承知してございますが、避難指示等が出されなかったという報道もございました。基本的に避難指示、あるいは避難勧告、こういったものは市町村長の事務ということになってございます。しかしながら、河川で言えばどのようなときに避難指示を出せばいいのかというところについては、これは県の中には、洪水予報河川や水位情報周知河川に10河川ほど位置付けてございますが、雨が降ったときの水位や雨量、県ではこれらを雨量計やカメラなどで把握してございます。それを県のホームページ等で配信しておりますが、それに加えまして、例えば避難判断水位ですとか、水防団待機水位というような一定の水位になりますと、我々河川管理者は市町村に対して、専用の携帯電話ですとか、ファックスで伝達を行っています。そのような手段で市町村へ危険な水位であるというような情報をお伝えしているという状況でございます。

鈴木委員

山梨県内にはいろいろな河川がありますが、優先度合いというのがあるじゃないですか。その判断基準というのは河川の内容によっても違うと思うんですけども、その優先度合いを決める決め方というのは、先ほどもお話があったと思うんですけども、もう一度、どのように決めているのか、聞きたいと思います。

水上治水課長

優先度ということですが、改修の優先度と情報伝達の優先度に分かれるかと思えます。情報伝達の優先度というのは、まず、先ほど10河川と申し上げましたけれども、堤防が切れた場合の大きさ、例えば天井川ですとか、あるいはこの辺で言えば荒川のように非常に密集した市街地を抱えているというような河川、そういったものを優先して情報を伝達する河川としてございます。それに先立って改修ということがあるわけですけども、それについても、過去の被害の状況ですとか、あるいは被害の大きさなどで河川行政全体に優先度というものを付けているというのが現状でございます。

鈴木委員

この間も教訓で、公助、共助、自助ということの中で、特に大切なのは自助ということだけど、山梨県として、危険度合いもあるんだけど、自助に対して県民、市町村民に周知徹底をしていくことも大事だと思うけれども、その辺はどのように考えていますか。

水上治水課長

県内各地の雨量ですとか、主要河川の水位、こういったものをホームページ等によって情報提供を行っています。また、マスコミと連携して水位が上昇した場合について、報道をして頂いています。それから、間接的に市町村を通して状況をお知らせしていますが、それ以前に市町村では洪水ハザードマップというものをつくってございます。これは堤防が切れたときに洪水がどのように押し寄せて、どの地域が浸水すると避難経路や避難場所の情報を記載したのがハザードマップなのですが、県では洪水により、堤防が切れた場合にどのように洪水が襲ってくるというようなことを情報提供するなどハザードマップ作成の技術的助言を市町村に行っております。

それから、これはたまたまということもございますが、一般の方々を対象にした、県庁見学のツアーがございます。そのときに防災新館の治水課と砂防課の間に水防ルームというものがありますが、そこではいろいろな川の状況などがごらんになれるのですが、ここが見学ツアーの一つに選ばれておりますので、そういう機会にぜひ危険性や雨量についてどういうふうになっているのか、あるいはホームページで水位ということと言ってもなかなか伝わらない部分があってもいいと思いますので、そういうときにPRしております。それから、避難のことや、水害の恐ろしさなどをそういう機会を通じてお話しさせていただいて、県民の方々に洪水に対する備えをしていただくというようなことをしてございます。

鈴木委員

先ほど、望月利樹委員からもお話しした、同じような話ですけれども、甲州市の重川にある会社ですが、この間、甲州市長から困った問題があると。なぜかという、会社がこのままだったら出ていってしまうと。なぜですかと聞いたら、堆積土砂だという。あれは何というか、アシというのか、1メートルになったのか、1メートル50あるのか知りませんが、大木の木じゃないんですかね。取引先から、危険箇所であるから、ここにいと取引しませんという話に来て、このままだと外へ出ていってしまうと。市としては慌てますよね。先ほど言ったように、山梨県の予算はないかもしれないけれども、そういう実情があるところに対して、どうしたら解決できるか、市のこともかもしれないけど、市ではどうにもならない。県、国のもとにやらなきゃならんことですが、お調べいただいて、できるかできないかはわかりませんが、何とかしてやりたいと思っております。

そういうものを実情も踏まえながら優先度も考えていただいて、やらなきゃならんものは絶対やらなきゃならんということも考えていただいて、対応していただきたいと思うのですが、「はい」とは言えないと思いますけれども、実情を把握しながら対応していただきたいと思っています。いかがでしょうか。

大野県道整備部長

県としましては、先ほども申し上げましたけど、自分にできることは限られている。ただ、それに手をこまねているわけではありません、やはり県民のためにやらないといけなことはやらなきゃいかん。そのためには手段としては国にやってもらうことは一生懸命要望してやってもらいますし、市町村連携してやることについてもできる限りの支援はしていきたいと思っています。やはり問題解決のために、県としては予算は限られていますけれども、汗をかいいたり、いろいろな努力はしていきたいと思っております。

鈴木委員

ありがとうございます。そんなことで、陳情が出ているかどうかはわかりませんが、内容を知っていただいて、その折には対応していただければと思います。

(中央道小仏上り線について)

中村委員

今、部長、答弁、なかなか厳しいと思います。山梨県と国の公共工事の事業量の状況ですが、これを見ると、件数、請負金額、保証金額、全てこれが25年、26年と、27年なんてほとんど、請負にしても保証金額にしても、非常に厳しい。これは県は予算がなかなかない、厳しいなと。また、国もそういう状況であることは私も十分知っているのですが、ただ、部長の決意の中で、これは河川、道路を含めてしっかりやっていただきたいということを私からも要望したいと思います。

私は、県土整備部の関係で今回非常に汗をかいていただいた。中央道の小仏の上り線について、結果として10年後だけれども、開通の見通しをつけてもらった。私は、これは非常に県土整備部の人たちが汗かいたなということで、高く評価したいと思います。ただ、これから10年ではなくて、1年で2年でも早く前倒して中央道の小仏トンネルの上り線、そしてできれば下り線もという状況は、これは県民の願いですから、その辺のことも十分考えながら、我々もできるだけの後押しはしていきたいと思っています。私も最初の質問の中で手厳しくやりましたけれども、部長はじめ、県土整備部の関係者にはこの場で、その評価については皆さんにありがとうと、なお一層頑張ってもらいたいということだけは申し上げたいと思います。

それから、鈴木委員から指摘がありましたけれども、まず彼の総括的な考え方の中でそういう

状況と話したと思うんですけども、この公共工事の非常に予算的な厳しさもありますけれども、ぜひ国と十分協議した形の中で頑張っていたきたいと思います。

また、協会等々も、国にも大分陳情しているようですけれども、本当に工事が少ない、業界の人たちは仕事がないということで、会社そのものも厳しいという話も承っております。ぜひ知恵と工夫の中、汗の中で努力していただきたいと思います。

そんなことで部長、よろしくお願いします。

大野県道整備部長 ただいま、中村委員から幾つか指摘を受けましたが、まず、予算の確保につきましては、私どもも県議会の場でもいろいろな方からお聞きしております。業界からも直接お話を。やはりうちの部としても非常に危機感を持っておるところでございます。6月議会で通していただきました補正予算において、予算はやっと下げどまったというような状況であります。やはり国の補助金が今年度は若干減ったということに加えて、昨年度末の補正予算が非常に規模が少なかったということ、やはり国の動向に大きく左右されているというところが、非常に県の発注工事、昨年度に比べますと少ないというのが現状であります。やはり県単で補正を組むというのは非常にやはり難しいと思いますので、これからは今年度予算、できるだけ国に経済対策を講じてもらって、やはりこの建設業全体、全国見ましても復興事業を行っている地域、または東京の一部の地域だけが景気がよくて、ほかの地域は建設業も非常に苦しい状況であるということで、全国的にむらがあるんじゃないかというような現状でございますので、そういった状況を国に認識してもらって、日本全国津々浦々に今の景気が、経済対策をぜひ講じていただきたいということ、今後、県全体で、県土整備部だけじゃありませんので、県全体で国へ働きかけていきたいと思っております。

来年度予算についても、予算編成はこれからでありますけれども、来年度予算も引き続き、予算が公共事業は下がらないように、私どももしっかり要望していきたいと思っております。ぜひ。

あと、もう1点の御質問がありました小仏トンネルの関係につきましては、8月に県議会の皆様のお力添えもいただきまして、ようやく長年の最重要課題でありました上り車線の渋滞対策について、国土交通大臣からNEXCO中日本へ事業許可がなされたところでございます。NEXCO中日本から、10年という事業期間が示されました。この10年は、今までの有料道路事業では、新規事業を立ち上げますと、平均的な事業期間が大体10年の期間を要したことから、機械的に10年と公表されたと思っております。有料道路事業で、整備していきますので、税金、税収とは関係ありません。毎年の予算に左右されるものではありません。しかし、黙っていれば、事業期間が10年に本当になってしまいます。さらにもっと長くかかるというおそれもあります。これを1年も2年も短くするためには、事業化されたということに甘んじずに、早期完成を言い続けるしかないと思っております。毎年、継続的に、国、NEXCOにこの早期整備を要望し続けるということが大事だと思っております。また、引き続き御協力をお願いします。

下り車線の事業化につきましても、どこまで強く要望するか、非常に迷いましたが、まずは上り線を片づけて、引き続き下り線に持っていけるよう配慮しました。下り線の事業化を忘れているわけではございません。引き続き頑張っていきたいと思っております。今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、11月4日に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
- ・9月2日から4日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以上

土木森林環境委員長 杉山 肇